

農林漁業セーフティネット資金（林業）

「農林漁業セーフティネット資金」は、農林漁業者の方が社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金をご融資する制度です。

「農林漁業セーフティネット資金」の概要は以下のとおりです。

ご融資金額

一般	特認
300万円以内	年間経費等の1/2分の3以内 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)

利 率 1.35% (平成20年12月18日現在、融資期間10年の場合)

償 還 期 限 10年以内

据 置 期 間 3年以内

担保・保証人 ご相談の上、決定します。

ご利用できる要件

「農林漁業セーフティネット資金」は、 に当てはまる方が、 のような状況にある場合にご利用できます。

林業経営改善計画の認定津について

<p style="text-align: center;">林業経営改善計画の認定を受けている - 都道府県知事に認定申請 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">〔(注) 農林漁業セーフティネット資金利子補給事業は、この認定が必要です。〕</p> </div>	<p style="text-align: center;">林業経営改善計画の認定を受けていない場合 (個人の場合) (下記のいずれか)</p> <p style="text-align: center;">林業所得が総所得の過半を占める 林業粗収益が200万円以上</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合)</p> <p style="text-align: center;">林業売上高が総売上高の過半を占める 林業売上高が1,000万円以上</p>
--	---

社会的・経済的な環境の変化等について

<p>災害(台風、土砂崩壊、地震、雪害等)の被害を受けた 森林病虫害等による行政指導を受けた 前期より売上高が10%以上減少した(または減少の見込み) 最近3ヶ月の売上高が前年同期を下回っており、今後も減少が見込まれる 前期より所得率や純利益額が悪化している 燃油や樹苗等の高騰により一時的に経営が悪化している 前期から所得で赤字が生じているが、改善されつつある。 取引先や取引金融機関が破綻し、経営に支障をきたしている</p>
--

(注) 農林漁業セーフティネット資金利子補給事業は、 ~ の場合が該当します。

詳しくは最寄りの日本政策金融公庫の支店までお問い合わせください。

全国木材協同組合連合会

TEL.03-3580-3215